

# 令和3年度「講師デビュー支援事業」募集要項

## 1 目的

これから起業を考えている女性、又は起業して間もない女性等が、自ら企画し、実施する有料講座を支援することにより、女性の経済的自立並びに女性の活躍推進を図ることを目的とします。

## 2 募集件数 3件程度

## 3 応募要件

次にかかる内容の応募は対象外といたします。また、採択の決定後であっても、その内容が下記に抵触することが判明した場合には決定を取り消します。

なお、すでに起業や講師業等を行っており、収入を得ている方からの応募も対象外といたします。

- ・布教・勧誘・契約行為（物品の直接販売行為や予約販売等）を目的とするもの
- ・特定の企業・団体等の収益を上げることや周知を目的とするもの
- ・特定の政治的立場に立ち、特定政党や政治家を支援、又は中傷することを目的とするもの
- ・医学的観点から効果が不透明な健康食品の販売や健康療法に関するもの
- ・訴訟その他で当事者間に争いがあり、その一方の主張を展開するもの
- ・その他、当センターが男女共同参画推進の趣旨等に照らして不相当と判断したもの

その上で、以下のすべて要件を満たしている方とします。

- ①福島県民（福島県在住・在学・在勤）で、福島県内での起業や講師活動を予定していること  
（ただし、福島県の震災・原発事故と男女共同参画に関する情報等を発信するものについては、場所・方法を限定しません。）
- ②当センターを会場として実施すること

## 4 募集期限

募集件数上限に達した時点、または、令和4年2月25日まで（必着）とします。

※受付後、選考・決定します。なお、応募状況により、募集期間後も募集を行う場合があります。

## 5 事業実施期間

令和3年5月～令和4年3月中旬

## 6 支援等の内容

センターからの支援等の内容は以下のとおりです。

### ①企画の協力

有料講座等を企画・実施する際の情報提供等を行います。

### ②広報の協力

チラシ作成・印刷・配布に関する費用負担や、センターの広報誌・メールマガジン・ホームページへの掲載などの広報協力を行います。

### ③会場使用料等の免除

センター主催事業扱いとして会場を確保するとともに、研修室等の使用料を免除します。なお、宿泊料金は有料(男女共同参画目的として割引料金適用)です。また、託児の支援を行います。

## 7 有料講座等の受講料及び講師謝金等

- ・講師(応募者)の謝金については、講座にかかる経費を差し引いた額を謝金(旅費等も含む)としてお支払いします。
- ・有料講座の受講料については、当センターと協議して決定することとします。

## 8 成果品・提出物

事業実施後、1か月以内に報告書等を提出していただきます。

## 9 審査・決定方法

「3 応募要件」について書類選考し、決定します。なお、選考にあたり、個別にヒアリングを行うこともあります。

## 10 その他

- ・調整の結果、センターが、収支が償わないと判断した場合は、企画の実施を見送ります。
- ・センター主催事業との兼ね合い等の理由で、企画の実施日時ご希望に添えない場合があります。
- ・当日の会場準備・後片付け等に協力願います。
- ・事業記録や広報のため、実施中の様子を職員が撮影する場合があります。

## 11 応募方法

所定の応募用紙にもれなく必要事項を記載の上、下記まで郵送、FAX、Eメール(応募専用アドレスあり)または持参によりご応募ください。

なお、FAX、Eメールで応募する際は送信ミス等がないようご注意くださいとともに、送信後、必ず電話で送信確認をお願いします。

応募用紙の様式は、当センターのホームページからダウンロード(Excel)できます。

## 12 応募・問合せ先

福島県男女共生センター事業課

住所：〒964-0904 福島県二本松市郭内1丁目 196-1

電話：0243-23-8304 FAX：0243-23-8314 URL：<http://www.f-miraikan.or.jp>

申込専用メールアドレス：[f\\_miraikan@yahoo.co.jp](mailto:f_miraikan@yahoo.co.jp)